

卑を伐ちたる時、山地に使用するための戦車を作り、

車營の法に由りて、轉進したりといふ、是れ皆、戦

車の用、大に春秋の時と異なるものなり。唐の肅宗の

至徳元載、房琯軍を率ゐて、賊軍と陳濬斜と戦て大

敗したる時の事を、通鑑に記して、琯效古法

唐書の房琯傳

には用、春秋用車戰、以牛車二千乘、馬步夾之、賊順

風鼓譟、牛皆震駭云々といふ、夫れ戦車の用は、猛

進衝撃に在り、牛を以て戦車に駕すといふは、全く

戦車の効力を没却したものにして、春秋の時決し

て此の如き戦法なし、たとへ牛を驅つて突進せしむ

るとしても、その運動の齊整、馬を用ゐるが如さを

望み難し、是れ實に車戰古法の誤用なり。宋の代に

至りて、契丹騎兵に對抗せむが爲め、種々の戦車を

創製して、敵を破るに苦心したりと雖、その要領は

専ら防禦を旨としたるにて、眞に古法に復せむこと

を試みたるにあらず。要するに車戰の戦闘性能は、

漢以後に至りては全く發揮せらるゝ機會なくして止

めるものなり。（完）

朝鮮に於ける國王 在位の稱元法

今 西 龍

（要點）朝鮮に於ける國王在位の稱元法に踰月稱元と踰年稱元とあり——稱元法に就て金富軒、權近、徐居正等の議論——

朝鮮史籍の採りし三國時代の稱元法——東國通鑑の稱元法の矛盾——朝鮮年表の多くは東國通鑑の矛盾せる稱元法に貢從す——

—東國通鑑が高麗時代の叙述に踰年稱元法を固守せしより起りし失態——李朝に於ては踰年稱元法を探りしと雖廢主の後に即位せし王は實際に即位せし年より稱元す——廢主の王位追復に伴ふ其後王稱元の修正——高麗及李朝に於て踰年稱元を用ひざりし二三文書の例——崇禎紀元に就ての注意

朝鮮に於ける國王在位の稱元法に二あり。第一『踰月稱元』第二『踰年稱元』なり。踰月稱元法とは前王薨去の翌月より新王の元年と改稱する法なるを以て年より云へば前王の末年と新王の元年とは同一年なり。踰年稱元法とは前王薨去の年は之を全く前王

の年とし其翌年より新王の元年と改稱する法なり。

三國時代に於て左記の諸王は十二月に薨去せりとす。

三國時代の舊史籍の稱元法は踰月稱元法なりしが如し。

(1) 新羅沾解王 十五年辛巳(261A.D.)十二月二十八日

人君即位、踰年稱元、其法詳於春秋、此先王不

刊之典也、伊訓曰、成湯既沒太甲元年、正義曰、

成湯既沒其歲即太甲元年、然孟子曰、湯崩太丁

未立、外丙二年仲壬四年、則疑若尙書之脫簡而

正義之誤說也、或曰、古者人君即位或踰月稱元

年、或踰年而稱元年、踰月而稱元年者成湯既沒

太甲元年是也、外丙二年仲壬四年者、皆謂、大

丁之子太甲二兄、或生二年或生四年而死、太甲所

以得繼湯耳、史記便謂此仲壬外丙爲二君、誤也、

由前則以先君終年即位稱元、非是、由後則可謂

得商人之禮者矣、

李朝の儒者は此踰月稱元法を痛く排斥せり。太宗

と主張し乍らも其撰みし三國史記は舊史の稱元法に

よりて踰月稱元法を探りしを以て三國史記に於ては

前王の末年は即ち新王の元年なり。但し三國史記は

王の時の權近は

按三國古史、皆以先王薨年爲嗣王元年、高麗臣

金富軾撰三國史、因而不革、然其論曰、前記の義
論の要旨

を錄せ 今斷以君薨明年爲嗣王元年、庶不失春秋
り、略

一年不兩君之義也、

と論じ。此論は權近が其著「史略」を挿みしものなるべし、陽村集
にも收めあるべしと信ずれど今此集を見るの便なく亦史
略も見ることを得ず、東國 通鑑卷一 引用の文による。

東國通鑑の編輯官徐居正等は
新羅南解王即位の記事の下に、

國君嗣世、踰年改元、乃禮之正、若改元於薨年、
則一年之内、國有二君也、溪儒惑於書序之文、乃

以湯崩踰月爲大甲元年、蘇氏以爲崩年改元亂世事

也、胡氏蔡氏亦辨之已詳、富軾反以漢儒之說爲是

何邪、權近史略改舊史踰年稱元、庶幾得春秋之義、

然三國史上下一千載間、編年紀事例以薨年爲元、
(1)

今若捨舊史從史略、則其紀事頗有牴牾失實也、故
因舊史而書之、

と説けり。斯くて東國通鑑は三國時代に於ては舊史
の例を改めず踰月稱元の法を採れり。肅宗王の始め
に沒せし儒者洪汝河號木は其刪定せる木齋家塾東國
通鑑提綱に徐居正の此態度を駁して、

徐氏通鑑既論斥富軾而強從其謬甚矣、今悉改正、
と論じ、三國時代諸王の元年も踰年稱元法に改正せ
り。

之を以て三國時代の各王在位中の紀年につきては
金富軾三國史記 徐居正東國通鑑 洪汝河通鑑
提綱派の史籍との間に一年の差あり。或る研究者は此
稱元法の相異に基く紀年の差に心付かずして之を直

ちに材料として朝鮮古史に考證を試みし事あり。
東國通鑑が三國時代に限り三國史記の紀元法を探
りし事は甚だ佳なりと雖此書前記十二月に薨せし三

王の嗣王の元を建つるに頗る撞着せる法をこれり。

(1) 沽解王に嗣ぎし味鄒王には前王薨去の翌月即明
年一月より元を建てたり。(2) 長壽王に嗣ぎし文咨王
の元年は長壽王の最終の年即第七十五年と重ねた
り。之がために文咨王代の紀年には通鑑と史記との
間に一年の差あり。(3) 元聖王に嗣ぎし昭聖王の建元
は三國史記と同じ。味鄒昭聖二王の建元は踰月法を

採り文咨王のみには踰年の法にもあらず亦踰月の法にもあらず強て名づくれば踰日稱元法を此一王にのみ限りて採れり。其不可なること勿論なり。然るに世上の年表書は此統一を缺きし不都合なる東國通鑑の紀年を其まゝ採用せるもの多し。

高麗時代の紀事に至りては諸史籍盡く踰年稱元法を用いたり。而して此踰年法たるや「一年之内不可有二君」との思想を本として採りしものなるを以て東國通鑑は順宗王の記事に至り頗る不躋裁を敢てせり。但し宋元豐六年癸亥七月高麗文宗王薨じて順宗王嗣ぎ翌八月薨じて宣宗王即位せり。踰年稱元法固守の結果として癸亥は之を文宗王の末年とせざるべからざるに其翌年は宣宗王の元年たらざるべからず。

李朝に至りては踰年稱元たる事勿論なりと雖廢君の次王は先君廢位新君即位の歳より直ちに元年と稱し是歳を廢君の歳に加へざるを常とす。太祖王が高麗を禪られしは朝家の革命なるを以て其受位の歳を元年とすること勿論なり。李朝に廢君三あり。 (1) 魯山君 三年乙亥位を世祖王に禪り丁丑歲位を廢せらる。

されば東國通鑑卷首の目録には明に順宗王を題すと雖本文七十には順宗王なる題を設くること能はず。文宗王三十七年の條に順宗王の紀事を書き込み從て

(2) 燕山君 十三年丙寅廢せられ中宗王即位す。

(3) 光海君 十五年癸亥廢せられ仁祖王即位す。

此三君王と稱せに於て魯山君の三年乙亥は世祖王元年にして魯山君の在位年代に入らず。燕山の丙寅、光海の癸亥いづれも新王の元年とし新王の年代とす。

然るに魯山君のみは肅宗王二年戊寅に王位を追復せられ端宗の廟號を贈られしかば是より後は魯山君にあらずして端宗王なる以て廢君と見なすべきにあらず。加ふるに正宗王六年壬寅には端宗大王として世祖大王に等しく寶鑑の編上あり。此寶鑑には端宗王在位年數を三年とし三年乙亥を王の在位年と認め其頃よりも前の編述なると後の編述なるとに因りて一年の差あり。李朝の書籍中正宗王以後の讀者が往々朱筆を以て世祖王紀年を改訂せるものあり。世祖王紀年には特に干支に注意すべし。

最後に注意すべきは高麗朝及李朝特に於ては踰年

稱元の事明白なるが如きにもかゝわらず文書の類に

國王嗣位の歲より元を建てし年數を記するものゝ往々存在することこれなり。開隱集所載の李崇仁（陶隱）の送鄭達可奉使日本詩序には「殿下之四年秋七月慶尙道帥臣驛聞曰日本國霸家臺使者至矣」とあり。之を高麗史辛禥傳及び東國通鑑によりて推考するに

此事件のありしは正しく禪王丁巳日本永和三年にして高麗史通鑑の採りし踰年稱元法に從へば王の三年なり。

陶隱は禪王の在位を即位の歲より數へて四年とせしなり。李朝に於て二三の例を擧げんとす。國朝寶鑑卷五に「太宗王戊戌八月乙酉太宗台知申事李明德曰予在位今已十九年矣云々」とあり。戊戌は太宗王の第十八年なれど王は即位の歲をも數へ入れて已に十九年と稱せしものなり。さるにても儒教主義の此王は「嗣子位定於初喪、而改元必須踰年者、繼父之業、成父之志、不忍有變於中年也」の經解を見ざりしにあらざるべからず。又彼の踰年稱元論者たる徐居正

が書せし東國輿地勝覽序には「殿下即位之十年戊戌」

の語あり。殿下とは成宗王にして戊戌は王の第九年なれどこゝには即位の其歳より數へて十年とせり。

「即位之」の三字に重きを置きたるまでなりと辯解すべきや否や。宣祖王の時宗系辯諭の事成りしを慶して作られし光國志慶錄の中に收むる黃廷或の後序には「萬曆十六年今上即位之二十有二載戊子」の語

あり。是れ明に實際印位の歳より數へしものなり。

同書が肅宗王の即再板に付せらるゝや李奮は跋に「昭敬大王二十二年戊子」「我聖上二十七年辛巳」と

と誌せり。亦参考とすべき一資料たり。

朝鮮に於ける國王の稱元の事實上述の如し。朝鮮史研究者は常に其干支に注意せざるべからず。

尚ほ國王稱元の外に崇禎紀元にも兩法あることは注意すべきなり。單に「崇禎之紀元」幾年と誌すとと同じさも肅宗王の辛巳は踰年稱元の法に従ひ七年と記せり。正宗の時は禮論の盛なりし時代なり。然るに此正宗王が道學發揮のために自ら著せし兩寶傳心錄に李始源が王命を奉じて書さし序に「上之二十年乙卯」と誌せるあり。是れ又踰年稱元法に依らずして即位の其歳より計算せし年數なり。金時如し。今其一二の例を擧ぐれば。宋時烈の門人等が

讓は荷潭破寂錄に見聞を記して曰く、

柳永慶爲領相、趨迎上意、無所不用其極、宣廟丁卯即位、而丁卯則爲明宗二十二年、戊辰爲元年、則到丙午爲三十九年、而永慶以爲四十年稱賀、至設增廣與即位同慶、以固寵、誠者議于家、而畏其勢莫敢言、

建てし興慶書院碑記に崇禎紀元後九十五年壬寅とあり（原碑拓本に據る）。又南公轍が撰進せし健陵表石陰記（穎翁續集卷二に收む）に正宗大王崇禎紀元後百二十五年壬申誕生とあり。是れ共に崇禎元年より數へしものにして一般に用ひられし崇禎の紀年法なり（二）の紀年法は異例とも稱すべきものなり。刊本白沙先生北遷日錄の南九萬（藥泉）の序に「崇禎紀元後四十二年丙寅南九萬書」と記せり。此丙寅は肅宗王十二年にして崇禎が十七年に終りし後四十二年の意なり。此異例の紀年法は南九萬の外に用ひし人なしとは斷言し得べからざるなり。

明治四十五年五月五日稿

貝貨考補遺

濱田耕作

余輩は去る五月發行の本誌上に於いて「支那古代

骨製の貝貨ありて眞貝の遺物の發見なれば、如何を以て左に少しく記す所あらむ。

の貝貨に就いて」と題し、骨製の貝貨に關して述べる所あり、なほ所謂蟻鼻錢なるものは、其の系統上貝貨と圓錢との中間を繋ぐ可きものならんと説きたるが、恰も考古學雜誌第二卷第十號六月發行にはラムスデン君の「蟻鼻錢」一篇の掲載せらるゝあり、同じく骨製の貝貨に論及し、貝貨と蟻鼻錢とは自ら別種の系統に出づるものなりとせられたり、是れ余輩どは全然相反する見解に屬するも斯の如きは固より事實の論議に非ずして、假説の立する所を異にするものなれば、余輩は只讀者の判断に任せて、之に就きて論駁することを欲せず、茲にラムステン君が余輩と共に此の問題に關して興味を有せらるゝを喜び、其の反對説に向つて敬意を表するに止めんとす、而かも前考に於いて遺漏せし滿洲貝墓發見の子安貝に就いて一言するは、余輩が當然の義務あるを信ずる